

4500002

名古屋市中村区名駅4-4-38

53951



愛知県高圧ガス安全協会

愛労基発 0507 第 3 号

令和 3 年 5 月 7 日

代表者 殿

愛知労働局労働基準部長

職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、職場における熱中症の予防につきましては、令和3年3月11日付け愛労基発0311第3号、『令和3年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について』により周知等をお願いしているところですが、今般、日本産業規格JIS Z8504が約20年ぶりに改正され、WBGT基準値、着衣補正值等に関する改正が行われたこと等を踏まえ、厚生労働省において別紙のとおり実施要綱を一部改正し、併せて職場における熱中症予防基本対策要綱を定め、予防対策の一層の推進を図ることとしたところです。

愛知労働局ではこれを受け、当局独自パンフレット「熱中症を防ごう!」を別添のとおり改正し、これらの内容が適切に実施されるよう周知等を図っていくこととしました。

つきましては貴職におかれましても、関係事業場等に対する周知等につき、特段のご配慮をお願いします。

* 当局独自パンフレット「熱中症を防ごう!」の改正版データ等は、愛知労働局ホームページ(右QRコード参照)よりダウンロードできます。

